

和歌山縣報

第六百三十九號

大正八年四月一日
火曜 日

○縣令

○和歌山縣令第一七號

明治二十八年^{五月}縣令第十七號消防組設置區域中有田郡八幡村ノ次ニ左ノ一欄ヲ追加ス

大正八年四月一日

城山村 城山村一圖

和歌山縣知事 池松時和

○和歌山縣令第一八號

和歌山縣產業博物館職制左ノ通相定ム

大正八年四月一日

和歌山縣知事 池松時和

和歌山縣產業博物館職制

第一條 產業博物館ニ左ノ職員ヲ置ク

館長
主事
書記
看守

第二條 館長ハ知事ノ指揮監督ヲ承ケ部下ノ職員ヲ統督シ館務ヲ掌理ス

第三條 主事ハ館長ノ指揮ヲ承ケ館務ヲ處理ス

第四條 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

第五條 看守ハ上司ノ指揮ヲ承ケ陳列品ヲ看守シ其ノ他出品ニ關スル庶務ニ従事ス

第六條 産業博物館ニ商議員若干名ヲ置ク

商議員ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第七條 商議員ハ館務ニ關シ館長ノ諮詢ニ應ヘ意見ヲ開申ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十八年七月五日縣令第三十號和歌山縣物產陳列場職制ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

○和歌山縣令第一九號

大正七年五月二十一日縣令第二二號輸出綿織物検査規則一部ノ適用ヲ受ケサル輸出綿織物ニ關ス

ル取扱規程左ノ通改正ス

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正八年四月一日

和歌山縣知事 池松時和

第一條中「大正八年三月三十一日迄ノ期間ハ」ヲ「當分ノ内」ト改ム

訓令

○和歌山縣訓令第八號

大正四年十二月訓令第十八號統計臺帳並統計報告様式學事科中左ノ通改正ス

大正八年四月一日

和歌山縣知事 池松時和

一、第二、學事取調條項ノ二注意事項ヲ左ノ通改正ス

一、公學費及公學資産欄ニハ公立學校歳出入ノ狀況及市町村義務教育費國庫負擔法ニ依リ國庫負擔金交付ノ結果教員ノ増俸教育施設ノ改善住民負擔ノ輕減等其ノ影響セル狀況ヲ支途金額ヲ舉ケテ記述スルノ外學校基本財産及積立金蓄積其他維持ニ關スル狀況ヲモ記述スヘシ
尙以上ノ外學事經濟上特ニ申報スヘキ事項アルトキハ適宜本欄ニ記述スヘシ

二、第二、五、公學費表注意第十一項ノ次ヘ左記一項ヲ追加シ以下順次番號ヲ繰下ク

一二、市町村義務教育費國庫負擔法ニ依ル交附金額ハ國庫補助ノ項ニ於テ相當學校欄ニ適宜ノ符號ヲ附シ分配スヘシ

○和歌山縣訓令第九號

縣社以下神社神職ニシテ内地旅行者ニ對シ當分ノ内其ノ支給額ヲ左ノ區分ニ從ヒ増給ス

附 則

本令ハ大正八年四月一日以降旅行者ヨリ之ヲ適用ス

大正八年四月一日

和歌山縣知事 池 邊 時 和

記

- 一、赴任旅費ニ付テハ其ノ定額ノ參割
- 一、縣内旅行ニ係ルモノハ其ノ縣内旅費支給額ノ參割
- 一、縣外旅行ニ係ルモノハ其ノ支給額ノ參割

○和歌山縣訓令第一〇號

縣 中 役 一 般
郡 所

明治四十二年三月訓令第八號縣費支辨賄料支給規程中左ノ通改正シ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

警	同	縣	農	測	水	蠶	同	產	原	農	縣	工	輸	穀	仙
署	署	立	事	候	產	業	業	業	蠶	事	立	業	出	物	溪
分	分	學	試	試	試	取	支	博	種	購	圖	試	綿	檢	學
署	署	校	場	場	場	所	所	所	製	習	書	驗	織	查	園
								館	造	所	館	場	物	所	

大正八年四月一日

和歌山縣知事 池松時和

第一條第一號中金七錢トアルヲ金拾錢ニ同第二號中金拾錢トアルヲ金拾五錢ニ改ム
第二條中金五錢トアルヲ金七錢ニ金七錢トアルヲ金拾錢ニ改ム

○ 告 示

○和歌山縣告示第一〇二號

左記ノ通產婆並看護婦試驗ヲ施行ス

大正八年四月一日

和歌山縣知事 池松時和

記

試驗期日

大正八年五月二日ヨリ

試驗場所

和歌山市

○和歌山縣告示第一〇三號

耕地整理施行ノ結果海草郡有功村大字六十谷字未谷池尻ノ内左ノ通區域ヲ變更シ大正八年四月一日ヨリ施行ス

大正八年四月一日

記

和歌山縣知事 池松時和

現 字 名	變 更 字 名	地 番	地 目	面 積	備 考
末谷池尻 スエダニ イケ シラ	北森垣内 キタモリ カイ	七二七ノ一	田	二〇歩	七二七ノ二ハ字末谷池尻ニ据置

○和歌山縣告示第一〇四號

東牟婁郡小川村大字山手二百六十七番地

開業產婆 七々瀬 カメ

右今般轉住ノ旨ヲ以テ願出ニ依リ本日左ノ通和歌山縣產婆名簿ヲ訂正ス

大正八年四月一日

和歌山縣知事 池松時和

西牟婁郡串本町千七拾番地

○和歌山縣告示第一〇五號

左記ノ者頭書ノ番號ヲ以テ本日和歌山縣產婆名簿ニ登錄ス

大正八年四月一日

和歌山縣知事 池松時和

番 號	住 所 身 分	氏 名	生 年 月
第一、〇二四號 海草郡内海村大字鳥居二百八十番地 平民		橋爪ヨネ	明治二十八年八月

○和歌山縣告示第一〇六號

和歌山縣伊都郡橋本町大字古佐田百三十三番地

開業產婆 岡山久枝

右今般東京市芝區愛宕下町一丁目四番へ地轉住ノ旨ヲ以テ願出ニ依リ本日、和歌山縣產婆名簿ノ登録ヲ取消ス

大正八年四月一日

和歌山縣知事 池松時和

○和歌山縣告示第一〇七號

左記狩獵免狀遺失ノ旨届出タリ

大正八年四月一日

和歌山縣知事 池松時和

番	號	種類	遺失月日	遺失場所	住	所	氏	名
田	第四七九號	乙種 三等	大正八年三月三日	西牟婁郡三川村大字原、山林内	西牟婁郡三川村大字原三六〇			前田秋次郎

○和歌山縣告示第一〇八號

左記狩獵免狀遺失ノ旨届出タリ

大正八年四月一日

和歌山縣知事 池松時和

番 號	種 類	遺失月日	遺失場所	住 所	氏 所
第三五號	乙種三等	大正八年 二月二十八日	日高郡南部町龍神 街道筋	日高郡高城村大字高 野千六十五番地	中家 楠松

○和歌山縣告示第一〇九號

左記自轉車鑑札紛失ニ付自今無効トス

大正八年四月一日

記

和歌山縣知事 池松時和

鑑札番號

紛失年月日

住 所

氏 名

那第一二三三號

大正七年十一月一日

粉 河 町

和歌山水力電氣會社出張所

那第八二二號

大正八年三月五日

岩手町大字高塚

中 島 雅 三

那第四四二號

大正八年三月三日

岩手町大字清水

北 素 一 郎

那第一七二六號

岩手町大字高塚

南 出 萬 三 郎

那第八五八號

岩手町大字清水

川 端 虎 次 郎

○和歌山縣告示第一一〇號

果生示4110号

和歌山縣報

第六三九號

大正八年四月一日

第三編 縣報 第三號

一〇

和歌山縣產業博物館規程左ノ通相定ム

大正八年四月一日

和歌山縣產業博物館規程

和歌山縣知事 池松時和

第一章 總則

第一條 本館ハ和歌山市公園内ニ設置シ和歌山縣產業博物館ト稱ス

第二條 本館ニ參考館及販賣館ヲ置ク參考館ハ學術技藝並產業上ノ研究參考ニ供スベキ内外古今ノ資料ヲ蒐集陳列ス販賣館ハ商工業者ノ委託ニ應シ其ノ商品ヲ陳列シ之ヲ販賣ス

第三條 本館ハ商品原料等ニ關スル取引紹介ノ依頼ニ應ス但シ本館ハ取引上ヨリ起ル紛議ニ對シ其ノ責ニ任セス

第四條 本館ハ商品原料等ニ關スル調査ノ依頼ニ應ス但シ特ニ費用ヲ要スル調査ニ關シテハ請求者ヲシテ其ノ實費ヲ負擔セシム

第五條 本館ハ産業ニ關スル公報其ノ他ノ圖書ヲ備ヘ公衆ノ閱覽ヲ許ス

第六條 本館ノ參考品及圖書ハ館外ニ搬出スル事ヲ得ス但シ必要ト認メタル場合ニ限り之ヲ許可スル事アルヘシ

第七條 本館參考品ハ官廳 學校又ハ法人ヨリノ申込ニヨリ時日ヲ限り無料ニテ館外貸出チナスコトアルヘシ但シ此ノ場合ノ荷造及運搬費ハ借受者ノ負擔トス

第八條 本館地區内ニ賣店又ハ休憩所ヲ設ケンカ爲其ノ一部ノ使用ヲ願出タル者アルトキハ差支ナキモノニ限り之ヲ許可ス

前項出願者ハ左記事項ヲ具シ和歌山市内在住ノ確實ナル保證人二名以上ノ連署ヲ要ス

一、使用セントスル場所ノ位置面積及畧圖

二、目的及設計方法並構造圖面

三、使用期間

第九條 本館ノ都合ニヨリ前條ノ許可ヲ受クルモノニ對シ其ノ取消又ハ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第二章 出品及寄贈

第十條 本館ニ出品セントスル者ハ書式第一號ニ又寄贈セントスルモノハ書式第二號ニ依リ目錄ヲ差出シ承諾ヲ受ケヘシ

第十一條 目錄ノミヲ以テ其ノ性質及効用ヲ示シ難キ出品ニハ説明書又ハ物品ヲ添附スルコトヲ要ス

第十二條 本館ハ目錄ニヨリ出品若ハ寄贈品ノ適否ヲ鑑別シテ速ニ之ヲ本人ニ通知ス

第十三條 出品人本館ヨリ出品又ハ寄贈品受諾ノ通知ヲ受ケタルトキハ堅牢ナル荷造ヲ爲シ直ニ現品ヲ發送スヘシ

第十四條 本館ハ出品ニ對シテハ現品ト引換ニ陳列証ヲ寄贈品ニ對シテハ謝狀ヲ交附ス

第十五條 出品物ノ荷造及運送ニ要スル費用ハ出品人ノ自辨トス但シ參考館ノ出品及寄贈品ニ限リ願出ニヨリ本館ニ於テ其ノ費用ヲ支辨スルコトアル可シ

第十六條 出品人ハ出品物ノ返還更換ヲ請求スルコトヲ得又本館ノ都合ニ依リ撤去ヲ爲サシムルコトアルヘシ

前項更換ノ場合ニ於テハ前六條ノ規定ヲ準用ス

第十七條 寄贈品ニシテ物質又ハ形態ニ異變ヲ生シタル場合ハ本館ニ於テ適宜之レヲ處分スル事アルヘシ

第十八條 出品及ヒ寄贈品ノ區分並陳列ハ本館ニ於テ之ヲ定ム

第十九條 出品ノ價格ニ變更アルトキハ速ニ本館ニ届出ツヘシ

第二十條 出品人ハ本館ノ承諾ヲ經テ自己出品物ノ陳列又ハ裝飾ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 第十七條但書ノ場合ヲ除ク外運賃未拂ノ荷物ハ之ヲ受理セス

第二十二條 本館ハ出品物ニ關シ不可抗力並盜難ニ因ル損害ニ對シテ其ノ責ニ任セス

第二十三條 販賣品ノ販賣代金ハ毎月一回精算シテ出品人ニ通知シ之ヲ交付ス

前項代金ノ送付ヲ要スルモノハ其ノ内ヨリ送金費用ヲ控除シ殘金ヲ送付ス

第二十四條 出品者其ノ出品ヲ更換修繕或ハ撤去セントスルトキハ豫メ本館ノ承諾ヲ受クヘシ

第三章 觀 覽

第二十五條 本館ノ觀覽ハ無料トス

第二十六條 觀覽人ハ本館ノ規程及揭示ヲ遵守スヘシ

第二十七條 本館ハ本館ノ休日ヲ除クノ外毎日左記時間中觀覽ヲ許ス但シ時宜ニ依リ之ヲ伸縮シ又ハ觀覽ヲ停止スルコトアルヘシ

自四月一日至十月三十一日午前八時ヨリ午后四時迄

自十一月一日至三月三十一日午前九時ヨリ午后四時迄

第二十八條 本館ハ十二月二十九日ヨリ一月五日迄ヲ休日トシ各館ヲ閉鎖ス

第二十九條 左ノ各項ニ該當スルモノハ入館ヲ拒絕シ又ハ退館セシムルコトアルヘシ

- 一、拾遺以下ニシテ保護者ノ同伴ナキ者
- 一、精神病者又ハ酔狂者ト認メタル者
- 一、危險若ハ巨大ノ物品ヲ携帶シ又ハ畜類ヲ牽ク者
- 一、本館ノ規程又ハ揭示ニ從ハサル者

第三十條 本館内ニ於テハ左ノ事項ヲ禁ス

- 一、喫煙又ハ火器ヲ弄スルコト
- 一、陳列品ニ手ヲ觸ルコト
- 一、喧噪又ハ無作法ノ行ヲ爲スコト
- 一、靴又ハ草履ノ外土足ノ儘入館スルコト

第三十一條 觀覽人ハ樹木花草ヲ採折シ又ハ建造物ヲ汚損スヘカラス

第三十二條 觀覽人本館ノ物品ヲ毀損シタルトキハ相當ノ賠償ヲ爲サシムヘシ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十八年七月五日告示第百六十號和歌山縣物產陳列場規則ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止シ
同規則ニ依リ物產陳列場ニ出品シタル參考品並商品ハ本規程ニ依リ本館ニ出品シタルモノト看做
ス

書式第一號（用紙半紙大）

右貴館規程ニ遵ヒ出品致度此段相願候也

年
月
日

住所
職業

出品人

氏名印

和歌山産業博物館御中

書式第二號（用紙半紙大）

[illegible][illegible]

右貴館規程ニ遵ヒ寄贈致度此段相願候也

年 月 日

住所 職業

寄附人

氏

名 印

和歌山産業博物館御中

○町村吏員異動

○大正八年三月二十九日認可

東牟婁郡大島村有給助役 細川 友吉

那賀郡安樂川村長 額田 農之助

大正八年四月一日印刷
大正八年四月一日發行
每冊大正金壹圓日發行

和歌山縣知事官房

印刷人 和歌山市四番丁壹番地
和歌山市四番丁壹番地
發行所 和歌山市四番丁壹番地
和歌山市四番丁壹番地
和歌山市四番丁壹番地